

議案第29号関係資料

住民サービス窓口業務の取扱いについて

平成 15 年 11 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

# 行政制度等の調整方針(案)総括表

## (26) 住民サービス窓口業務

市民生活専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	計量器事務				B	
2	量目・計量器の立入検査		×	×	B	
3	計量思想の普及		×	×	B	
4	計量事務協議会		×	×	B	
5	全国特定市計量行政協議会		×	×	B	
6	消費者行政			×	B	
7	消費生活相談		×		B	
8	消費者の啓発および教育		×		B	
9	消費者モニタ-		×	×	B	
10	消費者団体の育成		×	×	B	
11	消費生活展		×	×	B	
12	生活用品交換案内		×	×	B	
13	火葬場		×		B	
14	墓地			×	B	
15	市(町)有墓地				B	
16	墓地等の経営・廃止の許可				B	
17	死亡獣畜取扱場				B	
18	霊柩車	×			C	
19	戸籍届出・受付事務				A	
20	火葬許可				A	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	火葬場使用許可		×		B	
22	戸籍記載事務				B	
23	戸籍保管事務				B	
24	戸籍交付事務				B	
25	戸籍の附票事務				B	
26	成年後見人に関する事務				B	
27	破産者名簿に関する事務				B	
28	身分証明書交付事務				B	
29	在外選挙制度に関する事務				B	
30	相続税法58条関係事務				B	
31	犯歴事務				B	
32	身上調査照会事務				B	
33	県戸籍事務協議会				B	
34	県戸籍事務協議会支会				B	
35	外国人登録事務				B	
36	外国人登録記載事項証明交付事務				B	
37	住民票閲覧				B	
38	異動届受付事務				B	
39	住民票記載事務				B	
40	住民票交付事務				B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。



(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(26) 住民サ - ビス窓口業務の取扱い

市民生活専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 計量器事務	秋田市計量検査所において、特定計量器定期検査に係る事務を全て実施している。	特定計量器定期検査は県が実施主体であり、町は検査場所の設定および通知についてののみ実施している。	特定計量器定期検査は県が実施主体であり、町は検査場所の設定および通知についてののみ実施している。	秋田市は特定計量器に係る事務を全て実施しているが、2町は一部のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一し、検査は秋田市計量検査所で行う。
2 量目・計量器の立入検査	適正な計量の実施が確保されているか立入調査を実施している。(商品の量目・メータ等の計量器)	県が実施(町では立入検査に係る業務は実施していない。)	県が実施(町では立入検査に係る業務は実施していない。)	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一し、検査は秋田市計量検査所で行う。
3 計量思想の普及	計量記念日にちなみ、県、県計量協会と共催でイベントを実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
4 計量事務協議会	県と市で協議会を開催している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調 整 方 針 ( 案 )
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 全国特定市計量行政協議会	全国の特定市で、計量業務の協議を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 消費者行政	秋田市消費生活審議会の開催など、条例に基づく業務を行っている。	パンフレット等の配布を行っている。	未実施	1市2町、それぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
7 消費生活相談	消費生活についての相談および苦情の処理を行っている。	県的生活センターを紹介している。	消費生活についての相談および苦情の処理を行っている。	秋田市、雄和町では相談を行っているが、河辺町では行っていない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 消費者の啓発および教育	消費者講座等の開催や地域の勉強会に講師を派遣している。また、広報等を通じ消費生活情報を提供している。	未実施	広報等による消費者啓発および情報提供を行っている。	1市2町、それぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調 整 方 針 ( 案 )
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 消費者モニタ -	消費者モニタ - を設置し、消費生活に関する苦情・意見・要望を収集している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
10 消費者団体の育成	消費者団体に補助金を助成するとともに消費生活情報を提供して、消費者団体の育成を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
11 消費生活展	消費生活展を開催して消費生活上の身近で有益な情報提供を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
12 生活用品交換案内	一般家庭で不要となった生活用品の情報を収集し、希望者に紹介している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
13 火葬場	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働時間 午前10:00～午後4:00</li> <li>維持管理 火葬炉保守点検、整備、自家用電気、工作物保安監督業務等委託</li> <li>火葬炉 7基(うち、大型炉1基、中型炉5基、小型炉1基)台車付</li> <li>最大火葬数 11体/日</li> <li>職員数 10人(うち臨時3人)</li> <li>開設年月日 昭和31年8月22日</li> <li>改築年月日 昭和57年4月1日</li> </ul>	未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働時間 午前9:30～午後3:00</li> <li>維持管理 火葬炉保守点検委託</li> <li>火葬炉 1基(中型炉)台車付</li> <li>最大火葬数 2体/日</li> <li>職員数 1人(臨時)</li> <li>開設年月日 昭和63年11月30日</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
14 墓地	墓地使用許可状況 (平成15年4月1日現在) 平和公園 5,270基(5,277基) 南西墓地 317基(556基) 合計 5,587基(5,833基) *括弧内は設置数	墓地使用許可状況 (平成15年4月1日現在) 河辺町立墓地 320基(594基) 萱森墓地 15基(40基) *括弧内は設置数	未実施	秋田市は特別会計で経理しているが、河辺町は一般会計で経理している。また、萱森墓地は使用資格が萱森地区の住民に限定されている。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、萱森墓地については、合併時までに地元払い下げる。
15 市(町)有墓地	旧慣使用権として認められている市有墓地が133箇所あり、管理運営については地元関係者に委ねている。	旧慣使用権として認められている町有墓地が224箇所あり、管理運営については地元関係者に委ねている。	旧慣使用権として認められている町有墓地が11箇所あり、管理運営については地元関係者に委ねている。		合併後も現行どおりとする。
16 墓地等の経営・廃止の許可	墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可基準を定めている。  (秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例を設置している。)	墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可基準を定めている。	墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可基準を定めている。	両町については県から委任を受け事務を行っている。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
17 死亡獣畜取扱場	<p>獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)が病死または傷死した場合は、化製場等に関する法律に基づき取扱場に埋却している。</p> <p>秋田市四ツ小屋字高山9-1 外6ヶ所 総面積 1,572㎡</p>	<p>獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)が病死または傷死した場合は、化製場等に関する法律に基づき取扱場に埋却している。</p> <p>河辺町大張野字山根80-3 総面積 991.45㎡</p>	<p>獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)が病死または傷死した場合は、化製場等に関する法律に基づき取扱場に埋却している。</p> <p>雄和町下黒瀬字湯野目12-1 外1ヶ所 総面積 804㎡</p>		<p>合併後も現行どおりとする。</p>
18 霊柩車	未実施	<p>霊柩車使用補助金交付要綱により、補助金を交付している。</p> <p>補助額は、自宅から斎場までの霊柩車使用に要した費用のうち、35,000円を限度としている。</p>	<p>雄和町霊柩車使用規程により、町民の使用に供している。(無償)</p>	<p>両町では、霊柩車の使用に関してそれぞれ支援を行っている。</p>	<p>河辺町の補助制度については、16年度末まで継続し、17年度から廃止する。</p> <p>また、雄和町の霊柩車については、17年度末まで継続し、18年度から廃止する。</p>
19 戸籍届出・受付事務	<p>夜間、土日、祝日は守衛が戸籍届出書を受領している。</p>	<p>夜間は戸籍届出用ポストを設置し、土日・祝日は日直が受領する。</p>	<p>夜間の届出はポストで受領し、土日・祝日は日直が受領する。</p>	<p>両町とも夜間の届出はポストで受領している。</p> <p>また、両町では、庁舎の管理について警備会社へ委託のうえ機械警備を行っており、警備員は常駐していない。</p>	<p>合併後も現行どおりとする。</p>
20 火葬許可	<p>死亡届・死産届に際し、夜間、土日、祝日を問わず許可証を発行している。</p>	<p>夜間は許可証を発行していない。</p>	<p>夜間は許可証を発行していない。</p>	<p>両町とも夜間は許可証の発行を行っていない。</p>	<p>合併後も現行どおりとする。</p>

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
21 火葬場使用許可	死亡届・死産届に際し、夜間、土日、祝日を問わず許可証を発行している。	未実施	許可証は発行していない。	雄和町では、使用許可証を発行していない。 また、河辺町では斎場を保有しないことから業務を行っていない。	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
22 戸籍記載事務	受理した届出を基に、戸籍の記載・編製を行っている。	受理した届出を基に、戸籍の記載・編製を行っている。	受理した届出を基に、戸籍の記載・編製を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
23 戸籍保管事務	戸籍簿とマイクロフィルムにより、回転庫と施錠できる書庫に保管している。	戸籍簿とマイクロフィルムにより、施錠できる書庫に保管している。	戸籍簿とマイクロフィルムにより、施錠できる耐火書庫に保管している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
24 戸籍交付事務	請求に基づき戸籍の謄抄本等を交付している。	請求に基づき戸籍の謄抄本等を交付している。 ただし、請求書は自署であっても押印を必要としている。	請求に基づき戸籍の謄抄本等を交付している。 ただし、請求書は自署であっても押印を必要としている。	両町では自署した請求書であっても押印を必要としている。	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
25 戸籍の附票事務	市に本籍を有する者で、住所異動の届出があった場合その履歴等を記録しており、請求に基づき交付している。	町に本籍を有する者で、住所異動の届出があった場合その履歴等を記録しており、請求に基づき交付している。	町に本籍を有する者で、住所異動の届出があった場合その履歴等を記録しており、請求に基づき交付している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
26 成年後見人に関する事務	東京法務局からの通知に基づき専用の名簿に氏名等を登載し、各種法令に基づく資格照会への回答および身分証明書交付事務に活用している。	東京法務局からの通知に基づき専用の名簿に氏名等を登載し、各種法令に基づく資格照会への回答および身分証明書交付事務に活用している。	東京法務局からの通知に基づき専用の名簿に氏名等を登載し、各種法令に基づく資格照会への回答および身分証明書交付事務に活用している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
27 破産者名簿に関する事務	地方裁判所からの通知に基づき専用の名簿に氏名等を登載し、各種法令に基づく資格照会への回答および身分証明書交付事務に活用している。	地方裁判所からの通知に基づき専用の名簿に氏名等を登載し、各種法令に基づく資格照会への回答および身分証明書交付事務に活用している。	地方裁判所からの通知に基づき専用の名簿に氏名等を登載し、各種法令に基づく資格照会への回答および身分証明書交付事務に活用している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
28 身分証明書交付事務	成年後見人名簿および破産者名簿により資格要件を確認し証明書を作成しており、請求に基づき交付している。	成年後見人名簿および破産者名簿により資格要件を確認し証明書を作成しており、請求に基づき交付している。	成年後見人名簿および破産者名簿により資格要件を確認し証明書を作成しており、請求に基づき交付している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
29 在外選挙制度に関する事務	選挙管理委員会からの照会に対して、戸籍の附票および既決犯罪者名簿で登録資格を確認し回答している。また、選挙管理委員会から送付される名簿登録者の通知を基に、戸籍の附票へ登録の有無を登載している。	選挙管理委員会からの照会に対して、戸籍の附票および既決犯罪者名簿で登録資格を確認し回答している。また、選挙管理委員会から送付される名簿登録者の通知を基に、戸籍の附票へ登録の有無を登載している。	選挙管理委員会からの照会に対して、戸籍の附票および既決犯罪者名簿で登録資格を確認し回答している。また、選挙管理委員会から送付される名簿登録者の通知を基に、戸籍の附票へ登録の有無を登載している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
30 相続税法58条関係事務	死亡又は失踪に関する届出を受理し、当該届出書に記載された事項を、受理した翌月末までに所轄税務署長に通知している。	死亡又は失踪に関する届出を受理し、当該届出書に記載された事項を、受理した翌月末までに所轄税務署長に通知している。	死亡又は失踪に関する届出を受理し、当該届出書に記載された事項を、受理した翌月末までに所轄税務署長に通知している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
31 犯歴事務	本籍を有する者について、検察庁からの通知等に基づき台帳を作成し管理している。	本籍を有する者について、検察庁からの通知等に基づき台帳を作成し管理している。	本籍を有する者について、検察庁からの通知等に基づき台帳を作成し管理している。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
32 身上調査照会事務	刑事訴訟法第197条2項に基づき、照会のあった者に関して戸籍および附票にて回答している。	刑事訴訟法第197条2項に基づき、照会のあった者に関して戸籍および附票にて回答している。	刑事訴訟法第197条2項に基づき、照会のあった者に関して戸籍および附票にて回答している。	雄和町のみ全ての照会に対して、破産の有無を回答している。	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
33 県戸籍事務協議会に関する事務	戸籍および住民基本台帳事務に関する研修等を行っている。秋田地方法務局管内の各戸籍事務協議会をもって組織されており、市役所内に事務局を設置している。	協議会に加入している。	協議会に加入している。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
34 県戸籍事務協議会支会 に関する事務	戸籍および住民基本台帳事務に関する 研修等を行っている。 秋田地方法務局本局管内の戸籍および 住民基本台帳事務関係者(12市町村) をもって組織されており、市役所内に 事務局を設置している。	協議会に加入している。	協議会に加入している。		合併時に秋田市の制度 に統一する。
35 外国人登録事務	外国人の登録申請と登録内容の変更申 請および登録後一定期間を過ぎた外国 人の登録証明書の更新申請を受け付け ている。 登録申請等を基にして外国人登録原 票、登録者名簿および番号台帳を記載 している。	外国人の登録申請と登録内容の変更申 請および登録後一定期間を過ぎた外国 人の登録証明書の更新申請を受け付け ている。 登録申請等を基にして外国人登録原 票、登録者名簿および番号台帳を記載 している。	外国人の登録申請と登録内容の変更申 請および登録後一定期間を過ぎた外国 人の登録証明書の更新申請を受け付け ている。 登録申請等を基にして外国人登録原 票、登録者名簿および番号台帳を記載 している。		合併時に秋田市の制度 に統一し、現在の 両町役場においても 取り扱うものとす る。
36 外国人登録記載事項 証明交付事務	請求に基づき、外国人登録記載事項証 明書(手書き)を交付している。	請求に基づき、外国人登録記載事項証 明書(証明システムからの打出し)を 交付している。	請求に基づき、外国人登録記載事項証 明書(手書き)を交付している。	秋田市と雄和町は手 書きによる証明であ るが、河辺町は住基 端末内の証明システ ムにより発行してい る。	合併時に秋田市の制度 に統一し、現在の 両町役場においても 取り扱うものとす る。
37 住民票閲覧	住民基本台帳に代えて、氏名、住所、 性別、生年月日の4項目を記載した住 民リストを作成し、閲覧に供する。閲 覧を請求する者は予約の後に申請書を 提出し、住民リストを閲覧する。	住民基本台帳に代えて、氏名、住所、 性別、生年月日の4項目を記載した住 民リストを作成し、閲覧に供する。閲 覧を請求する者は予約の後に申請書を 提出し、住民リストを閲覧する。	住民基本台帳に代えて、氏名、住所、 性別、生年月日の4項目を記載した住 民リストを作成し、閲覧に供する。閲 覧を請求する者は予約の後に申請書を 提出し、住民リストを閲覧する。		合併時に秋田市の制度 に統一し、現在の 両町役場においても 取り扱うものとす る。
38 異動届受付事務	転入、転出、転居、その他住民として の地位の変更に係る届出を受け付け ている。	転入、転出、転居、その他住民として の地位の変更に係る届出を受け付け ている。	転入、転出、転居、その他住民として の地位の変更に係る届出を受け付け ている。		合併時に秋田市の制度 に統一し、現在の 両町役場においても 取り扱うものとす る。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
39 住民票記載事務	住民票の記載、消除又は記載の修正を端末入力により行い、住民に関する記録を適正に保護、管理する。  ・電算システム委託業者 NEC	住民票の記載、消除又は記載の修正を端末入力により行い、住民に関する記録を適正に保護、管理する。  ・電算システム委託業者 日立情報	住民票の記載、消除又は記載の修正を端末入力により行い、住民に関する記録を適正に保護、管理する。  ・電算システム委託業者 日立情報	電算システム委託業者が異なる。	合併時に秋田市の電算システムに統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
40 住民票交付事務	請求に基づき、住民の居住関係を公に証明する住民票の写しを交付する。  ・住民票は世帯票(自動交付機を含む)	請求に基づき、住民の居住関係を公に証明する住民票の写しを交付する。  ・住民票は個人票	請求に基づき、住民の居住関係を公に証明する住民票の写しを交付する。  ・住民票は個人票	秋田市は世帯票であるが、両町は個人票である。	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
41 印鑑登録・交付事務	印鑑登録は、本人もしくは代理人が出向き申請する。また、印鑑登録証により印鑑登録証明書を交付する。	印鑑登録は、本人もしくは代理人が出向き申請する。また、印鑑登録証により印鑑登録証明書を交付する。	印鑑登録は、本人もしくは代理人が出向き申請する。また、印鑑登録証により印鑑登録証明書を交付する。		合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
42 印鑑登録職権抹消事務	次に該当する場合は、職権により印鑑登録を抹消する。 ・市の住民基本台帳の記録から除かれたとき ・氏、名の変更により、登録印が適当と認められなくなったとき ・後見人開始の審判を受けたとき ・その他市長が印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき  ・電算システム委託業者 NEC	次に該当する場合は、職権により印鑑登録を抹消する。 ・町の住民基本台帳の記録から除かれたとき ・氏、名の変更により、登録印が適当と認められなくなったとき ・後見人開始の審判を受けたとき ・その他町長が印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき  ・電算システム委託業者 日立情報	次に該当する場合は、職権により印鑑登録を抹消する。 ・町の住民基本台帳の記録から除かれたとき ・氏、名の変更により、登録印が適当と認められなくなったとき ・後見人開始の審判を受けたとき ・その他町長が印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき  ・電算システム委託業者 日立情報	電算システム委託業者が異なる。	合併時に秋田市の電算システムに統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
43 連絡所(証明書の交付等)	市民の利便を図るため、秋田駅構内に市民サービスセンターを設置し、証明書等の交付を行っている。 なお、平成16年7月から(仮称)拠点センターに移行予定	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	現行どおりとする。
44 児童手当	認定請求書等の受付・受理を行い、その審査結果を申請者に通知している。受給資格者には、年3回手当を支給している。 ・振込金融機関は、市内にある郵便局以外の金融機関	認定請求書等の受付・受理を行い、その審査結果を申請者に通知している。受給資格者には、年3回手当を支給している。 ・振込金融機関は、郵便局以外の金融機関	認定請求書等の受付・受理を行い、その審査結果を申請者に通知している。受給資格者には、年3回手当を支給している。 ・振込金融機関は、郵便局以外の金融機関	取扱金融機関が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。
45 臨時運行	運転用件を具備しない自動車の運行を例外的に認め、臨時的に運行を許可する。 ・臨時運行許可番号標「秋田」	運転用件を具備しない自動車の運行を例外的に認め、臨時的に運行を許可する。 ・臨時運行許可番号標「河辺」	運転用件を具備しない自動車の運行を例外的に認め、臨時的に運行を許可する。 ・臨時運行許可番号標「雄和」	臨時運行許可番号標(ナンバープレート)が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
46 国民年金事務	<p>法定受託事務として次の ~ の事務を行っている。</p> <p>年金の裁定請求 老齢・障害・死亡に関して必要な基礎的年金を受給するための届出の受付 障害年金受給者の定時現況届の受付 被保険者の資格異動 第1号被保険者について、資格の得喪、変更等の届出の受付 保険料の一般免除申請 保険料の納付が困難な場合の免除申請書の受付 保険料の学生特例納付申請 学生を対象とした、保険料の納付期間を延長し、卒業後に納付できる特例申請書の受付 老齢福祉年金受給者申請 年金制度発足当時すでに高齢者で、年金を受けることができない者に対する年金給付に関する届出の受付</p>	<p>法定受託事務として次の ~ の事務を行っている。また、それ以外の事務として ~ の事務を行っている。</p> <p>年金の裁定請求 老齢・障害・死亡に関して必要な基礎的年金を受給するための届出の受付 障害年金受給者の定時現況届の受付 被保険者の資格異動 第1号被保険者について、資格の得喪、変更等の届出の受付 保険料の一般免除申請 保険料の納付が困難な場合の免除申請書の受付 保険料の学生特例納付申請 学生を対象とした、保険料の納付期間を延長し、卒業後に納付できる特例申請書の受付 老齢福祉年金受給者申請 年金制度発足当時すでに高齢者で、年金を受けることができない者に対する年金給付に関する届出の受付 未支給請求受付 納付記録管理 基礎年金番号管理</p>	<p>法定受託事務として次の ~ の事務を行っている。また、それ以外の事務として ~ の事務を行っている。</p> <p>年金の裁定請求 老齢・障害・死亡に関して必要な基礎的年金を受給するための届出の受付 障害年金受給者の定時現況届の受付 被保険者の資格異動 第1号被保険者について、資格の得喪、変更等の届出の受付 保険料の一般免除申請 保険料の納付が困難な場合の免除申請書の受付 保険料の学生特例納付申請 学生を対象とした、保険料の納付期間を延長し、卒業後に納付できる特例申請書の受付 老齢福祉年金受給者申請 年金制度発足当時すでに高齢者で、年金を受けることができない者に対する年金給付に関する届出の受付 未支給請求受付 納付記録管理 基礎年金番号管理</p>	<p>両町では法定受託事務以外の事務を行っている。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。(法定受託事務以外の事務は行わない。)</p>